

新型コロナウイルス感染症 感染対策の総括

2026年（令和8年）3月

逗子市福祉部

はじめに

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）」は、2019年（令和元年）12月に中華人民共和国湖北省武漢市における原因不明のウイルス性肺炎の発生から始まりました。

2020年（令和2年）1月15日には国内で初めての感染者が神奈川県で確認され、本市においても、その対応に取り組んでまいりました。

当初は、恐怖の対象である未知のウイルスへの対応を手探りで開始し、その後、開発されたワクチンの集団接種、オミクロン株等の変異株への移行と、状況は変化していき、2023年（令和5年）5月8日の新型コロナウイルス感染症5類への移行をもって、感染症法や新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく様々な取組は、概ね平常時のものに変更され、一区切りがつかしました。

5類移行後においても、引き続き高齢者向け予防接種が定期接種に位置付けられており、新型コロナウイルスへの対応は終わったわけではありません。そして、いつかまた、新たな感染症による感染拡大が起こらないとは言えません。

そこで、このたび、これまでの新型コロナウイルスに対する保健・医療・福祉分野に係る対応をとりまとめ、今後の備えとして、また、新たな保健医療政策の立案の参考とするために、総括を作成しました。

これまで市の取組を支え、さまざまにご尽力いただいた、医療機関・医療従事者をはじめ、企業、団体、国や神奈川県、他自治体等関係機関の皆様、そして、なによりも市民の皆様のご理解ご協力に、改めて深く感謝申し上げます。

目次

1. この総括について	1
2. 感染者数の推移	2
3. 市（福祉部）の対応の経過	6
4. 市（福祉部）の対応の内容	18
4. 1 市民対応（公共施設含む）	18
フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」	18
フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」	19
フェーズ3「ワクチン接種開始～」	20
フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」	21
フェーズ5「5類移行～」	22
4. 2 地域医療・地域福祉対応	22
フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」	22
フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」	23
フェーズ3「ワクチン接種開始～」	23
フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」	24
フェーズ5「5類移行～」	25
4. 3 情報発信	25
フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」	25
フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」	26
フェーズ3「ワクチン接種開始～」	27
フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」	27
フェーズ5「5類移行～」	28
4. 4 ワクチン対応	28
フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」	28
フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」	28
フェーズ3「ワクチン接種開始～」	29
フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」	34
フェーズ5「5類移行～」	37
4. 5 健康被害	38
5. 総括	39

1. この総括について

2020年（令和2年）1月の国内初の新型コロナウイルス感染者発生から2024年（令和6年）3月の新型コロナウイルスワクチン特例臨時接種の終了までの期間を、その時々状況に応じて次の5つのフェーズに区分し、福祉部の感染対策の総括をする。

【フェーズ1】「新型コロナウイルス感染症発生～」

2020年（令和2年）1月 ～ 2020年（令和2年）4月

未知の感染症である新型コロナウイルス感染症は「恐怖の対象」。感染対策は行動制限等の厳格な規制が中心。福祉部が感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に基づき対応した。

【フェーズ2】「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」

2020年（令和2年）5月 ～ 2021年（令和3年）1月

福祉部が感染症法に基づき対応していたところ、新たに危機管理担当の防災安全課が逗子市における新型コロナウイルス感染症対策担当となった。

【フェーズ3】「ワクチン接種開始～」

2021年（令和3年）2月 ～ 2021年（令和3年）11月

新型コロナウイルスワクチン接種（以下「ワクチン接種」とする）開始により、新型コロナウイルス感染症が徐々に「恐怖の対象」から「管理可能な感染症」へと変化。

【フェーズ4】「特例臨時接種（追加接種）開始～」

2021年（令和3年）12月 ～ 2023年（令和5年）4月

感染力は強いが重症化率が比較的低い変異株の発生や、追加接種の実施等ワクチン接種が進み重症化リスクが低下したこと等の背景から、完全に封じ込めるのではなく、適切な対策を取りながら日常生活や経済活動を取り戻す「With コロナ」という考え方に社会が変遷。

【フェーズ5】「5類移行～」

2023年（令和5年）5月 ～ 2024年（令和6年）3月

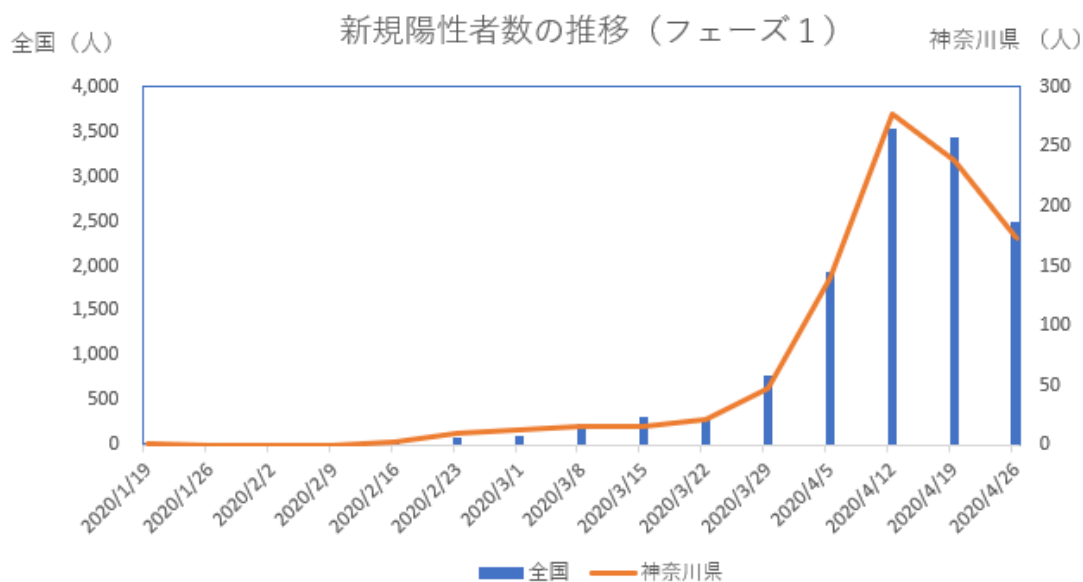
新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行。新型コロナウイルス感染症との共存である「With コロナ」から、コロナ禍の経験を踏まえた社会構造の変革等、新しい日常である「After コロナ」への転換期。

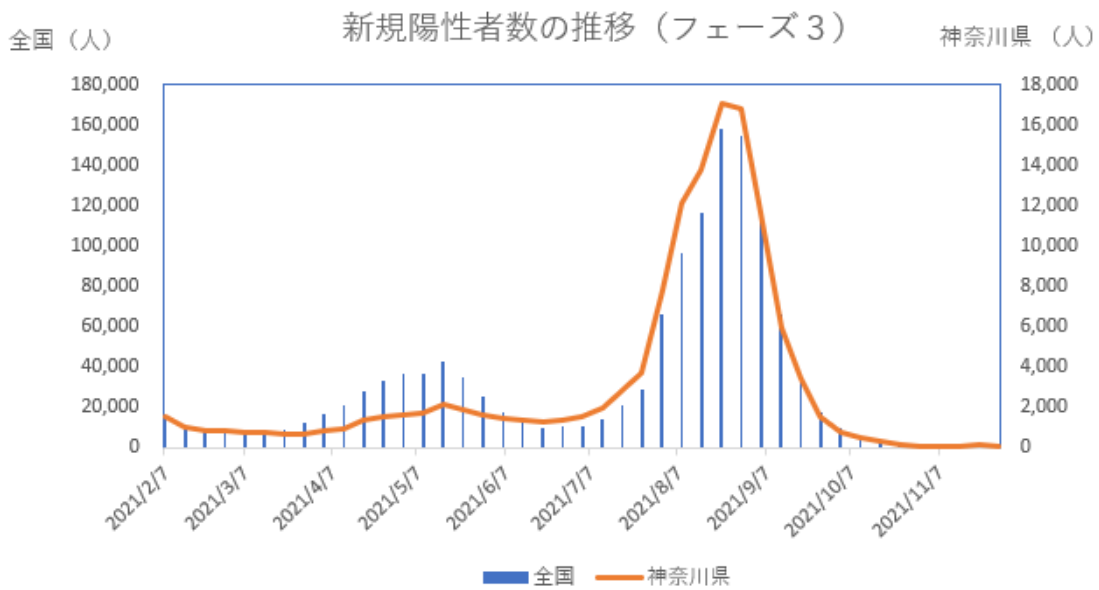
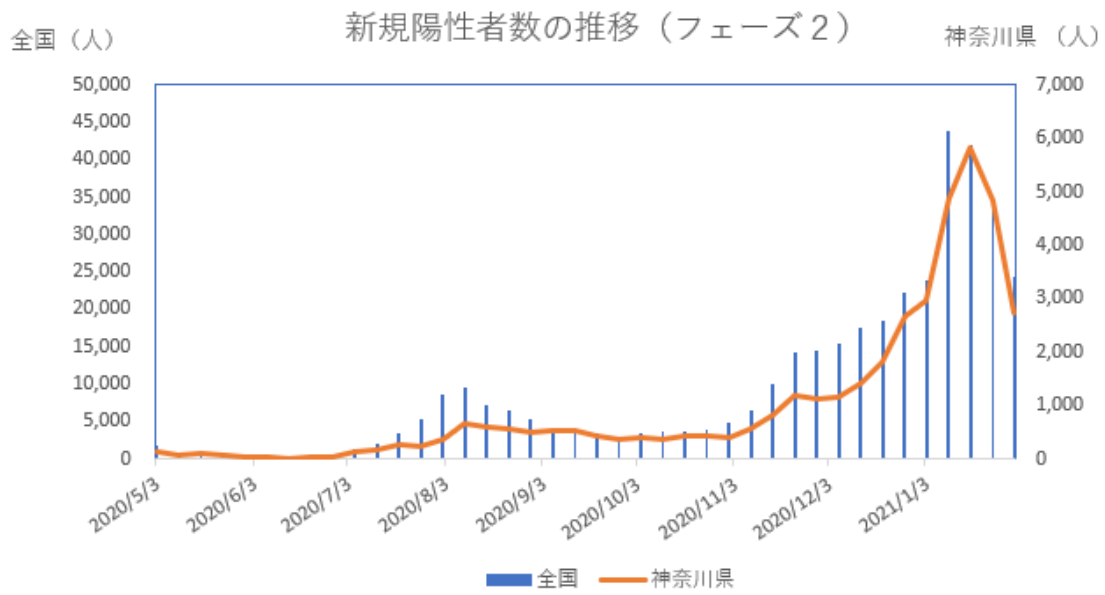
2. 感染者数の推移

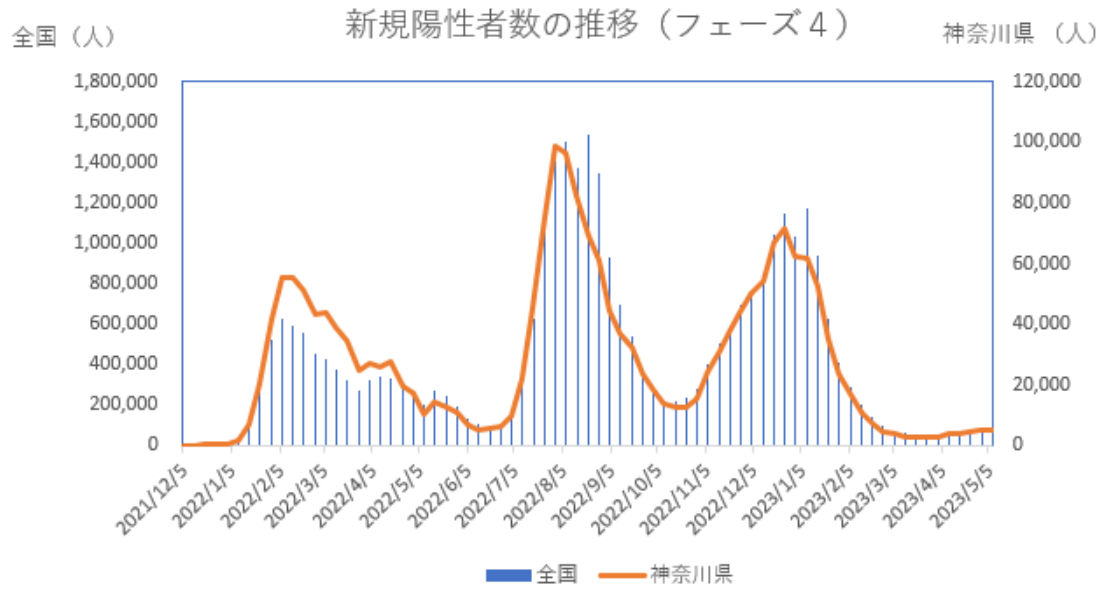
感染者数の推移は、「1. この総括について」で示したフェーズごとの全国及び神奈川県
のグラフとなっている。なお、逗子市の感染者数は集計していないため、(2)で鎌倉
保健福祉事務所管内のグラフを示している。

※ 市内の感染者数については、2020年（令和2年）8月17日から2022年（令和4
年）1月28日までの間、市ホームページで周知していたが、神奈川県が発表する
感染者数のうち、市内の感染者数を抜粋して発表していたものであり、県外や他の
保健福祉事務所での報告数は含まれないなど、正確な市民の感染者数を把握したも
のではない。

(1) フェーズ別新規感染者数

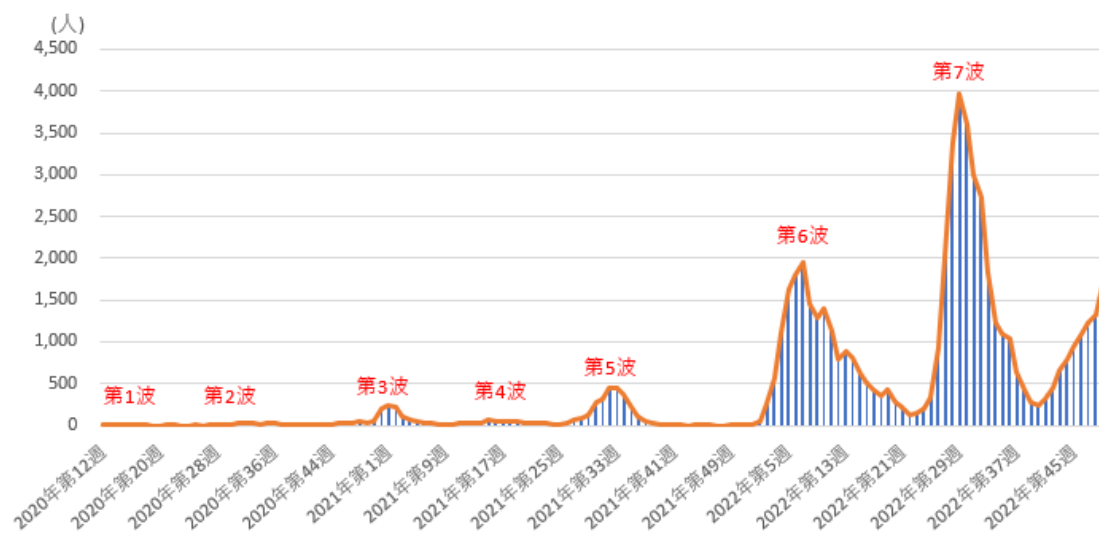






出典：厚生労働省 データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—

(2) 鎌倉保健福祉事務所新規感染者報告数



出典：神奈川県衛生研究所 感染症発生動向調査バックナンバー

3. 市（福祉部）の対応の経過

	逗子市（福祉部）	国・神奈川県
	フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」 2020年（令和2年）1月～2020年（令和2年）4月	
2020年 令和2年 1月		1/15 国内初の感染患者確認【国】 1/30 新型コロナウイルス感染症対策本部設置【国】
2020年 令和2年 2月	2/3 部課長会議にて新型コロナウイルスに関する情報共有を行う（国・県・市の対応、現在の発生状況、予防法等） 2/20 第1回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し「新型コロナウイルス感染予防に係る市の取組方針」を定める 2/21 市議会議員あてに市長名で新型コロナウイルス感染予防に係る市の取組方針について周知 2/25 第2回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催 2/27 市役所1階未病センターを閉鎖（2/27～5/17） 2/27 J:COMから問い合わせ（本部会議の開催回数、施設の閉館状況、職員の働き方）に対応 2/28 第3回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催	2/3 ダイヤモンド・プリンセス号の検疫開始【国】 2/26 危機管理対策本部設置【県】

	<p>2020年 令和2年 3月</p>	<p>3/4 部課長会議にて新型コロナウイルスに関する情報共有を行う（市民への情報提供、市民の感染の防止、その他現状等）</p> <p>3/10 逗子市・葉山町で（一社）逗葉医師会あてに「逗子・葉山地区 新型コロナウイルス感染症に関する対応について」を発出</p> <p>3/11 第4回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p> <p>3/12 マスク配布の基本的考え方を庁内に周知</p> <p>3/23 第5回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p> <p>3/26 第6回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p> <p>3/30 第7回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p>	<p>3/13 新型コロナウイルス感染症が特措法の対象疾病に追加【国】</p> <p>3/16 特措法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）改正により、危機管理対策本部が新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部に移行【県】</p>
<p>第 1 波</p>	<p>2020年 令和2年 4月</p>	<p>4/1 部課長会議にて新型コロナウイルスに関する情報共有を行う（逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議、感染拡大防止に向けた市民への市長メッセージ、その他）</p> <p>4/2 第8回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p> <p>4/3 第9回逗子市新型コロナウイルス感染症対策本部会議開催</p> <p>4/3 新型コロナウイルス感染症流行に伴う特定健康診査に</p>	<p>4/7 神奈川県緊急事態宣言（1回目）開始（4/7～5/25）【国・県】</p> <p>4/17 新型コロナウイルス感染者数・居住地公表【県】</p>

	<p>おける市町の対応に関する医師会との打ち合わせを実施 ((一社) 逗葉医師会、(公財) 逗葉地域医療センター、逗子市、葉山町)</p> <p>4/3 市長メッセージを市民に発出</p> <p>4/10 (一社) 逗葉医師会と新型コロナウイルス感染症に関して面談を実施</p> <p>4/10 緊急事態宣言を受けた感染拡大防止に関するチラシを作成</p>	
<p>フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」 2020年(令和2年)5月～2021年(令和3年)1月</p>		
<p>2020年 令和2年 5月</p>	<p>5/1 新型コロナウイルス感染症対策担当を防災安全課に設置、窓口を一本化</p> <p>5/11 逗葉地域 PCR 集合検査場設置に向けて県内自治体に事前調査を実施</p> <p>5/11 国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者への年度当初の通知に、4/10作成の感染拡大防止チラシを同封</p> <p>5/13 PCR 集合検査場設置のため各課に備品貸し出しを依頼(管財契約課:冷風機、防災安全課:テント・ランタン・コードリール)</p> <p>5/18 (一社) 逗葉医師会により、逗葉地域医療センターにPCR集合検査場(逗葉PCRセンター)を設置(2020(R2).5/18～2021(R3).9/29)</p> <p>5/18 市役所1階未病センターを予約制で再開</p>	<p>5/25 神奈川県緊急事態宣言(1回目)終了(4/7～5/25) 【国・県】</p>

		<p>(2020(R2). 5/18~2023(R5). 3/31)</p> <p>5/27 新型コロナウイルス感染症に係る逗子市の取組方針に基づき、次のとおり対応することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補正予算で感染症対策（逗葉 PCR センター・備蓄）用物品を購入（防護服・フェイスシールド、ゴーグル、非接触型体温計、サージカルマスク）し、（一社）逗葉医師会に提供（防護服、フェイスシールド、ゴーグル） ・5月から7月まで集団健診を中止 	
	2020年 令和2年 6月	<p>6/1 福社会館会議室の利用定員や利用方法の制限 (2020(R2). 6/1~2023(R5). 2/6)</p> <p>6/1 福社会館共有スペースのソファやイスの利用禁止 (2020(R2). 6/1~2021(R3). 10/27)</p>	
第 2 波	2020年 令和2年 7月	7/2 集団健診再開に向けた新型コロナウイルス感染症防止策に関する打合を実施（（公財）逗葉地域医療センター、逗子市、葉山町）	7/22 GoTo トラベル事業開始【国】
	2020年 令和2年 8月	8/17 市内の感染者数を市ホームページに掲載開始 (2020(R2). 8/17~2022(R4). 1/28)	
	2020年 令和2年 9月	<p>9月から集団健診を再開（人数制限）</p> <p>9/10 新型コロナウイルス感染拡大に伴い「がん征圧月間がん予防講演会」の開催を中止</p> <p>9/14 集団健診・検診再開に向けた新型コロナウイルス感染症防止策に関するシミュレーションを実施（（公財）逗葉地</p>	9/8 新型コロナウイルス感染症自宅療養者数の発表 (2020(R2). 9/8~2023(R5). 5/2)【県】

		域医療センター、逗子市)	
	2020年 令和2年 10月	10/1 PCR 検査費用助成開始 (2020(R2).10/1 ~ 2021(R3).3/31)	10/23 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」(令和2年10月23日付け健発1023第3号厚生労働省健康局長通知)発出【国】
	2020年 令和2年 11月		
第3波	2020年 令和2年 12月		12/18 第1回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2021年 令和3年 1月	1/21 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に関する調整会議開催((一社)逗葉医師会、(公財)逗葉地域医療センター、逗子市、葉山町)	1/8 神奈川県緊急事態宣言(2回目)適用(1/8~3/21)【国・県】 1/25 第2回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	フェーズ3「ワクチン接種開始～」 2021年(令和3年)2月 ~ 2021年(令和3年)11月		
	2021年 令和3年 2月	2/16 鎌倉保健福祉事務所への保健師を派遣(①2/16~2/25のうち5日間、②3/2~3/11のうち6日間、③3/16~3/25のうち6日間) 2/16 自宅療養者への生活サポートやパルスオキシメーターの貸与を実施	2/17 医療従事者へのワクチン先行接種開始【国】 2/17 第3回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2021年 令和3年	3/15 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画策定	3/12 第4回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】

	3月	<p>3/16 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口を市庁舎 1 階市民ホールに設置 (2021(R3).3/16 ~ 2024(R6).3/31)</p> <p>3/18 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター開設 (2021(R3).3/18~2023(R5).12/18)</p> <p>3/19 医療機関へ新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種意向調査を実施</p>	<p>3/21 神奈川県緊急事態宣言 (2 回目) 終了 (1/8~3/21) 【国・県】</p> <p>3/22 神奈川県新型コロナウイルスワクチン相談センター開設【県】</p>
第4波	2021年 令和3年 4月	<p>4/12 接種券発送開始</p> <p>4/15 (一社) 逗葉医師会と集団接種業務委託契約を締結</p> <p>4/20 (一社) 逗葉医師会、(一社) 逗葉薬剤師会、逗子市民生委員児童委員協議会と共に、ワクチン接種の予行演習を実施</p>	<p>4/12 ワクチン接種記録システム(VRS:Vaccination Record System)運用開始。【国】</p> <p>4/12 第5回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】</p> <p>4/20 まん延防止等重点措置適用 (4/20~8/1) 【国・県】</p>
	2021年 令和3年 5月	<p>5/10 集団接種会場における新型コロナウイルスワクチンの接種 (集団接種) (1・2回目接種) (文化プラザ市民交流センター) 開始 (5/10~11/14)</p> <p>5/10 ワクチン接種記録システム(VRS)へ接種情報の入力開始</p> <p>5/12 逗子市にまん延防止措置等重点措置適用 (5/12~6/20)</p> <p>5/20 高齢者施設、障がい者施設等への新型コロナウイルスワクチンの巡回接種 (巡回接種) 開始</p>	<p>5/25 第6回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】</p>
	2021年 令和3年	<p>6/2 集団接種 (1・2回目接種) (体験学習施設スマイル) 開始 (6/2~8/22)</p>	

	6月	6/14 高齢者施設の巡回接種にて誤接種発生 6/20 逗子市のまん延防止措置等重点措置終了(5/12~6/20)	
第5波	2021年 令和3年 7月	7/1 個別の医療機関における新型コロナワクチン接種(個別接種)開始 7/6 集団接種会場にて誤接種発生 7/28 集団接種会場にて誤接種発生 7/22 逗子市にまん延防止措置等重点措置適用(7/22~8/1)	7/30 第7回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2021年 令和3年 8月	8/1 逗子市のまん延防止措置等重点措置終了(7/22~8/1) 8/22 集団接種(1・2回目接種)(体験学習施設スマイル)終了(6/2~8/22)	8/1 まん延防止等重点措置終了(4/20~8/1)【国・県】 8/2 神奈川県緊急事態宣言(3回目)適用(8/2~9/30)【国・県】
	2021年 令和3年 9月	9/6 妊婦及びそのパートナーへのワクチン優先接種を実施(9/6~9/18) 9/27 地域医療の神奈川モデル開始(神奈川県から(一社)逗葉医師会が受託) 9/29 逗葉地域医療センターのPCR集合検査場(逗葉PCRセンター)が終了(2020(R2).5/18~2021(R3).9/29)	9/30 神奈川県緊急事態宣言(3回目)終了(8/2~9/30)【国・県】 9/22 第8回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2021年 令和3年 10月	10/1 令和3年度第1回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催 10/14 戦没者追悼式を縮小開催 10/24 中学3年・高校3年生を対象としたワクチン優先接種を実施 10/27 福社会館共有スペースのソファやイスの利用禁止を	

		解除 (2020(R2). 6/1~2021(R3). 10/27)	
	2021年 令和3年 11月	11/5 令和3年度第2回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催 11/14 集団接種(1・2回目接種)(文化プラザ市民交流センター)終了(5/10~11/14)	11/17 第9回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
フェーズ4「特例臨時接種(追加接種)開始~」 2021年(令和3年)12月~2023年(令和5年)4月			
	2021年 令和3年 12月	12/13 令和3年度第3回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催	12/24 第10回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
第 6 波	2022年 令和4年 1月	1/28 市内の感染者数の市ホームページへの掲載終了(2020(R2). 8/17~2022(R4). 1/28)	1/21 まん延防止措置等重点措置適用(1/21~3/21)【国・県】 1/28 第11回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 2月	2/2 集団接種(3回目接種)(体験学習施設スマイル)開始(2/2~5/28)	
	2022年 令和4年 3月	3/1 小児(5~11歳)接種券発送開始 3/14 小児(5~11歳)個別接種開始 3/18 令和3年度第4回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催 3/19 小児(5~11歳)集団接種(体験学習施設スマイル)開始(3/19~5/14)	3/21 まん延防止措置等重点措置終了(1/21~3/21)【国・県】 3/25 第12回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】

	2022年 令和4年 4月		4/28 第13回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 5月	5/1・5/4 逗葉地域医療センターに発熱外来を一時的に開設 5/28 集団接種（3回目接種）（体験学習施設スマイル）終了（2/2～5/28）	
第 7 波	2022年 令和4年 6月		
	2022年 令和4年 7月	7/5 集団接種（4回目接種）（体験学習施設スマイル）開始（7/5～8/28） 7/7 集団接種会場にて誤接種発生 7/18 逗葉地域医療センターで発熱外来開設（2022(R4).7/18～2023(R5).3/31） 7/26 逗葉地域医療センターの管理等に関する年度協定書指定管理料に関する変更協定書を、（公財）逗葉地域医療センターと締結（発熱外来診療事業追加）	7/26 第14回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 8月	8/28 集団接種（4回目接種）（体験学習施設スマイル）終了（7/5～8/28）	8/9 第15回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 9月		9/6 第16回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】 9/16 第17回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】

			る自治体向け説明会開催【国】
第 8 波	2022年 令和4年 10月	10/31 令和4年度第1回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催	10/12 第18回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】 10/24 第19回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 11月	11/10 乳幼児（生後6ヶ月～4歳）接種券発送開始 11/18 乳幼児（生後6ヶ月～4歳）個別接種開始	11/22 第20回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2022年 令和4年 12月	12/5 第8波に対応用備蓄のため、新型コロナウイルス抗原検査キット購入伺い提出（予算流用1,210,000円。入札）	12/16 第21回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2023年 令和5年 1月		1/30 第22回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2023年 令和5年 2月	2/6 福社会館会議室の利用定員や利用方法の制限を解除（2020(R2).6/1～2023(R5).2/6）	2/10 第23回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】 2/24 第24回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2023年 令和5年 3月	3/28 令和4年度第2回逗子市予防接種健康被害調査委員会開催	3/9 第25回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】 3/27 第26回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
	2023年	4/1 市役所1階未病センターの予約制終了	

令和5年 4月		
フェーズ5「5類移行～」 2023年（令和5年）5月～2024年（令和6年）3月		
2023年 令和5年 5月		5/2 新型コロナウイルス感染症自宅療養者数の発表終了 （2020(R2).9/8～2023(R5).5/2)【県】 5/8 新型コロナウイルス感染症5類へ移行、厚生労働省による全国の新規感染者数把握（全数把握）終了【国】
2023年 令和5年 6月		6/20 第27回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2023年 令和5年 7月		
2023年 令和5年 8月		8/10 第28回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2023年 令和5年 9月		9/12 第29回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2023年 令和5年 10月		

2023年 令和5年 11月		11/27 第30回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2023年 令和5年 12月	12/18 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター終了(2021(R3).3/18~2023(R5).12/18)	12/11 第31回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】 12/25 第32回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2024年 令和6年 1月		
2024年 令和6年 2月		2/7 第33回新型コロナワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会開催【国】
2024年 令和6年 3月	3/31 新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口終了(2021(R3).3/16~2024(R6).3/31)	3/31 ワクチン特例臨時接種終了【国】

4. 市（福祉部）の対応の内容

4. 1 市民対応（公共施設含む）

フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」

2020年（令和2年）1月～2020年（令和2年）4月

（1）概要と経過

- 2020年（令和2年）2月に感染症法に基づき、逗子市新型コロナウイルス対策本部会議を3回開催。「新型コロナウイルス感染予防に係る市の取組方針」を定めた。【国保健康課】
- 窓口や電話、問い合わせメール等で、未知の感染症への不安もあり、感染状況の確認や具体的な支援の要望、苦情、度々変わる制度への問い合わせが殺到し対応に苦慮した。【国保健康課】
- 当初は、問い合わせを受けても市民に答えられる情報がなかった。情報の収集、整理が必要な時期であった。【国保健康課】
- 法定の生活保護受給世帯の生活状況の確認、指導、助言のための定期訪問が、電話での確認等へ変更となったが、電話の無い世帯への周知を郵送で行う等時間を要した。【社会福祉課】
- 窓口での感染対策が想定されていなかったため、当初はありあわせの部材で窓口に仕切り等を作成し、市民対応した。徐々に感染症対策用のビニールシート、仕切り及びアルコール消毒液を整えていった。【社会福祉課、障がい福祉課、高齢介護課、国保健康課】
- 新型コロナウイルス感染症にかかる生活困窮等（休業手当、収入減等）の相談を受け付け、適切な窓口案内した。【社会福祉課】
- 生活保護受給者は、マスク等の感染予防品の価格が高くなった状況下でも扶助費は増えなかったが、感染予防が必要となり、不安が募っていた。【社会福祉課】
- 市役所1階の未病センターを閉鎖した（2020年（令和2年）2月27日～5月17日）。【国保健康課】
- 公共施設から、イベント開催の可否について判断を求められた。【国保健康課】

（2）反省点・改善点

- 担当所管が非常事態への対応に集中できる環境の早急な整備

殺到する問い合わせや相談等の対処に追われ、全体把握や先の判断などを検討する時間が作れなかった。例えば市民からの問い合わせ対応等の役割分担を行い、非常事態への対応に集中できる環境整備が必要である。【国保健康課】

- 不十分な感染予防

生活保護の相談・申請は断ることができず、マスク等が不足し感染予防が不十分な状況で、プライバシーに配慮した隔離空間での相談対応となった。難しいと思われるが、災害時に必要な消耗品等を確保するルートを確保する必要がある。【社会福祉課】

- 登庁せずとも業務が行える体制の整備

- ・テレワークの導入で、登庁せずとも恒常的な事務ができる体制が必要である。

【障がい福祉課】

- ・在宅勤務時に、ケースワーカーが自宅からでも生活保護受給者へ電話連絡等が行える通信手段の確保が必要である。【社会福祉課】

フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」

2020年（令和2年）5月～2021年（令和3年）1月

（1）概要と経過

- 福祉部による感染症法に基づく対応から、危機管理担当の防災安全課による逗子市による対応に移行した。
- 1階市民ホールに防災安全課の新型コロナウイルス対策総合窓口が設置され、相談窓口が一本化された。
- 2020年（令和2年）5月の緊急事態宣言下では、窓口は数を減らして、12～13時の昼休み時間帯は閉鎖。職員のうち半数を在宅勤務とした。
- 2020年度（令和2年度）のふれあいフェス in ずしを中止した。【障がい福祉課】
- 自由診療でPCR検査を受けたものに対して、1人、1回あたり5,000円を上限に、2020年度（令和2年度）中に2回まで費用の一部を助成した。【国保健康課】
- 福祉会館会議室の利用定員を平時の50%に制限し、歌唱やダンスでの利用を不可とした。【社会福祉課】
- 福祉会館共有スペースのソファやイスを利用禁止にした。【社会福祉課】
- 市役所1階の未病センターを予約制で再開した（2020年（令和2年）5月18日～2023年（令和5年）3月31日）。【国保健康課】

(2) 反省点・改善点

● 庁内体制の整理

臨時に非常事態に対応するためのチームの立ち上げが必要である。なお、既存の所管に立ち上げる場合は、通常業務とは別に意思決定できる体制が必要である。

【国保健康課】

● 業務の引継ぎ

職員の出勤体制を2班交代制とした。対象者との相談など、ケースワーク業務の引継ぎに苦慮した。【障がい福祉課】

(3) 良かった事・工夫した事

● 対策本部事務局の変更

逗子市新型コロナウイルス対策本部会議の事務局が、福祉部から経営企画部に変更となったことで、福祉部として対応する事業に注力できるようになった。国保健康課が事務局を担っている間は、通常業務に支障が出ていた。【国保健康課】

フェーズ3「ワクチン接種開始～」

2021年（令和3年）2月～2021年（令和3年）11月

(1) 概要と経過

- 2021年度（令和3年度）市戦没者追悼式は、登壇来賓3名、遺族会役員11名のみ出席として、一般参列なしに縮小し開催した。【社会福祉課】
- 2021年度（令和3年度）のふれあいフェス in ずしを中止した。【障がい福祉課】
- 対面形式のイベントは中止したが、健康状態の悪化（健康二次被害）が懸念されたため、新たにアプリを使用した健康増進イベントや健康情報の発信を開始した。【国保健康課】
- 新型コロナウイルス感染症の検査結果が陽性であり、保健所から自宅療養を指示された市民への生活サポート（県の配食サービス開始までの食事の提供、週1回程度のごみ個別収集支援）及びパルスオキシメーターの貸与を実施した。【社会福祉課】
- 集団健診については委託先と調整し、感染拡大を防止しながら市民の健康を守るための健診事業を実施するために、消毒、パーテーション、体温測定等を徹底しながら実施した。【国保健康課】

- 新型インフルエンザ対策として備蓄していたマスク（N95、サージカル）、ガウン、ゴーグル、手指消毒液を必要な部署（消防等）に配布した。【国保健康課】
- 市民利用施設においては、緊急事態宣言の期間中は原則休館とし、利用する場合においても、利用時間や利用人数を制限する等、必要な感染症拡大予防策を講じた。

（2）反省点・改善点

- 生活サポートの効果検証

支援対象者のうち、多くの者は自力での食料調達が可能（親族・知人による支援も含む）と思われた。また、保存食等の提供では満足できないとの意見もあった。

また、職員が配達することの費用対効果等についても併せて検討する必要がある。【社会福祉課】

- アプリや Web 形式のコンテンツ充実

アプリや Web 形式の健康増進イベント・健康情報の発信は感染症対策（健康二次被害予防）として有用であるため、コンテンツ充実に向けた体制づくりが必要である。【国保健康課】

（3）良かった事・工夫した事

- 新たなイベントの開催方法

アプリを使用した健康増進イベント等は、対面形式に比べて人数制限もなく、幅広い層にアプローチできた。【国保健康課】

- 備蓄の柔軟な活用

新型インフルエンザ対策の備蓄について、使用期限が切れていた物もあったが、例えば消毒液等は手指には使用せず、窓口カウンターやボールペン等の物品の消毒に使用する等、柔軟に活用することができた。【国保健康課】

- 人員配置の増加

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮している市民からの相談が多数あることが予測されたため、生活困窮者自立相談支援機関の相談員を1名加配した。結果、新規で97件の相談を受け付けることができた。【社会福祉課】

フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」

2021年（令和3年）12月～2023年（令和5年）4月

(1) 概要と経過

- 3密（密閉、密集及び密接）を避けるとともに、基本的な感染症対策を継続していく「新しい生活様式」に沿ったイベント開催及び啓発を行った。
- 第8波への対応用備蓄のために、新型コロナウイルス抗原検査キットを1,000回分購入した。【国保健康課】
- 来庁による接触機会低減のため、個人がマイナポータルを通じてオンライン上で健（検）診情報を閲覧できるよう、健康管理システムの改修を行った。【国保健康課】
- 公共施設は適切な感染症拡大予防策を講じた上で、特段の利用制限を設けず運営した。

(2) 反省点・改善点

- 効果的な備蓄の検討
新型コロナウイルス抗原検査キットについては、使用用途を想定せずに購入したため、使用することがなかった。【国保健康課】

フェーズ5「5類移行～」

2023年（令和5年）5月～2024年（令和6年）3月

(1) 概要と経過

- フェーズ4から引き続き、「新しい生活様式」に沿った市民対応を行った。
- フェーズ4から引き続き、適切な感染症拡大予防策を講じた上で、特段の利用制限を設けず公共施設を運営した。

4. 2 地域医療・地域福祉対応

フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」

2020年（令和2年）1月～2020年（令和2年）4月

(1) 概要と経過

- 逗子市・葉山町の連名で（一社）逗葉医師会あてに、逗子市、葉山町及び医療機関の新型コロナウイルス感染症の対応を整理した「逗子・葉山地区 新型コロナウイルス感染症に関する対応について」を発出した。【国保健康課】
- 介護者の新型コロナウイルス感染症罹患等による要介護者の入院・入所や介護サ

ービスの提供等について、県の調整機能が混乱していたため時間がかかった。一人だけ、市から病院へ直談判して入院させることができた。【高齢介護課】

フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」

2020年（令和2年）5月～2021年（令和3年）1月

（1）概要と経過

- （一社）逗葉医師会が逗葉地域医療センターにPCR集合検査場（逗葉PCRセンター）を設置し、運営は（公財）逗葉地域医療センターに委託。市は必要物品や設備の購入等で協力した（2020年（令和2年）5月18日～2021年（令和3年）9月29日）。【国保健康課】
- 国・県から提供されたマスク、手袋、消毒液等を希望する介護事業所及び施設へ提供した。【高齢介護課】
- 市内障がい福祉関係事業所に対して、県等から支給されたマスクや次亜塩素酸水を窓口配布し、また各事業所の閉鎖情報等を共有した。【障がい福祉課】
- 障がい児のいる家庭に対して、県等から支給されたマスクや次亜塩素酸水を窓口配布した。【障がい福祉課】

（2）反省点・改善点

- 次亜塩素酸水の配布
次亜塩素酸水の配布は容器持参としていたが、一部で容器の要望が挙がった。
【障がい福祉課】

フェーズ3「ワクチン接種開始～」

2021年（令和3年）2月～2021年（令和3年）11月

（1）概要と経過

- 鎌倉保健福祉事務所に合計3人（2021年（令和3年）2月16日～2月25日のうち5日間、同年3月2日～3月11日のうち6日間、同年3月16日～3月25日のうち6日間）保健師を派遣し、架電による陽性者の聞き取り業務及びコロナ陽性患者関連資料の文書作成等事務作業に従事した。【国保健康課】
- 検査キットを公費支給（国による高齢者施設への配布）に先駆けて一定数確保し、不足している介護事業所等に対し、希望があった場合に随時配布した。【高齢

介護課】

- （一社）逗葉医師会が神奈川県から受託し、地域療養神奈川モデルに基づく在宅療養者支援を、逗子市保健センターを拠点に実施した。【国保健康課】
- 新型インフルエンザ対策として備蓄していたマスク（N95、サージカル）、ガウン、ゴーグル、手指消毒液を必要な部署（消防等）に配布した。【国保健康課】 <再掲>
- 対象の障がい者の発熱外来に情報保障者が付き添うにあたっては、感染対策物品の確保と情報保障者の感染対策に注力した。【障がい福祉課】

（2）反省点・改善点

- 必要物品を確保するルートの確保
災害時に必要な消耗品等を確保するルートを確認する必要がある。【高齢介護課】
- 備蓄品の管理
備蓄品は有効期限がある物もあるため、どの範囲までどの部署で備蓄、管理するか決めておく必要がある。【国保健康課】

（3）良かった事・工夫した事

- 備蓄の柔軟な活用
新型インフルエンザ対策の備蓄について、使用期限が切れていた物もあったが、例えば消毒液等は手指には使用せず、窓口カウンターやボールペン等の物品の消毒に使用する等、柔軟に活用することができた。【国保健康課】 <再掲>

フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」

2021年（令和3年）12月～2023年（令和5年）4月

（1）概要と経過

- 2022年度（令和4年度）に市内障がい福祉関係事業所に対し、物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金を4,890,000円（居住系施設4か所、通所系事業所16か所、訪問系事業所4か所）支給した。【障がい福祉課】
- 2022年度（令和4年度）に市内介護保険事業所等に対し、物価高騰等対策福祉サービス等継続支援金を25,608,000円（訪問事業所45か所、通所系大規模事業所12か所、通所系小規模事業所12か所、入所者456人、福祉有償運送19台）支給し

た。【高齢介護課】

- 2022年度（令和4年度）に市内医療機関等（病院、診療所、薬局）に対し、逗子市医療機関等物価高騰対策支援金を17,624,000円（115か所）支給した。【国保健康課】
- 2022年度（令和4年度）に市内公衆浴場に対し、原油価格・物価高騰対策として362,300円（1か所）支援金を支給した。【高齢介護課】
- 逗葉地域医療センターに発熱外来を設置した（2022年（令和4年）7月18日～2023年（令和5年）3月31日）。逗葉地域医療センターの指定管理業務に発熱外来診療事業を追加し、年度協定の変更協定書を締結した。【国保健康課】

受診者：2,068人 陽性者：968人

（2）反省点・改善点

- 発熱外来の設置

当初は市内に発熱外来が無かったため、多くの市民が隣接自治体の休日夜間急患診療所の発熱外来を受診し、連休時には当該自治体の医療体制を逼迫させてしまった。予め関係機関と発熱外来設置に向けた調整を整理しておく必要がある。【国保健康課】

フェーズ5「5類移行～」

2023年（令和5年）5月～2024年（令和6年）3月

（1）概要と経過

- 引き続き、市内障がい福祉関係事業所等（1,104,000円、15か所）や市内介護保険事業所等（9,078,000円、51か所・527人）、市内医療機関等（5,149,000円、114か所）、市内公衆浴場（180,700円、1か所）に対し、物価高騰対策として支援金を給付した。【障がい福祉課、高齢介護課、国保健康課】

4. 3 情報発信

フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」

2020年（令和2年）1月～2020年（令和2年）4月

（1）概要と経過

- 当初は、問い合わせを受けても市民に応えられる情報がなかった。情報の収集、

整理が必要な時期であった。【国保健康課】 <再掲>

- 企画課広聴広報係や防災安全課の協力を得ながら、市長メッセージ等の情報を、市内掲示板やチラシ、ホームページ、広報誌、逗子市防災・防犯メール等により可能な限り速やかに発信した。【国保健康課】

(2) 反省点・改善点

- 情報に対応する人員の確保

情報収集と情報発信を同時に行わねばならず、収集した情報の整理や発信の仕方について判断が必要となるため、役割分担も含め、情報に対応する一定の人員が必要であった。【国保健康課】

- 情報困窮者への対応

生活困窮者は、情報困窮しやすい者が多いため、様々な情報周知方法と必要な予算確保をする必要がある。【社会福祉課】

(3) 良かった事・工夫した事

- 庁内の協力

庁内各課の協力を得ながら、可能な限り多様な媒体、手段を用いて周知広報を行った。【国保健康課】

フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」

2020年（令和2年）5月～2021年（令和3年）1月

(1) 概要と経過

- 緊急事態宣言を受けた感染拡大防止に関するチラシを作成した。【国保健康課】
- 国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者への年度当初の通知に、感染拡大防止チラシを同封した。【国保健康課】
- 感染者の情報を毎日ホームページで公表した（2020年（令和2年）8月17日～2022年（令和4年）1月28日）。【国保健康課】

(2) 反省点・改善点

- 感染者数の発信

当時の社会の雰囲気や近隣自治体が実施していたこともあり、感染者数を毎日ホームページに掲載していたが、必要性があったのかは疑問である。【国保健康課】

フェーズ3「ワクチン接種開始～」

2021年（令和3年）2月～2021年（令和3年）11月

（1）概要と経過

- 集団接種リハーサルの様子を国保健康課のYoutubeチャンネルに公開し、集団接種の流れを紹介した（2021年（令和3年）3月確認時点で再生回数およそ300回）。【国保健康課】
- ワクチン接種に特化した情報発信のため、「新型コロナワクチン接種かわら版」（A4サイズ1枚、両面印刷）を広報ずしと同時配布し、計20回発行した。（2021年（令和3年）7月1日～2023年（令和5年）9月1日）【国保健康課】
- 新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口に、感染者数の情報を毎日貼りだしていた。【国保健康課】
- 感染者の情報を毎日ホームページで公表した（2020年（令和2年）8月17日～2022年（令和4年）1月28日）。【国保健康課】<再掲>

（2）反省点・改善点

- 広報動画の周知不足
集団接種の流れを紹介した動画について、苦勞して作成したものの認知されておらず、再生回数が示すとおり、余り活用されなかった。【国保健康課】
- 感染者数の発信
当時の社会の雰囲気や近隣自治体を実施していたこともあり、感染者数を毎日ホームページに掲載していたが、必要性があったのかは疑問である。<再掲>

（3）良かった事・工夫した事

- 視覚障がい者対応
かわら版も広報ずし本誌と同様、視覚障がい者に情報を届けるために、逗子やまばとの会に音訳を依頼した。【国保健康課】

フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」

2021年（令和3年）12月～2023年（令和5年）4月

（1）概要と経過

- フェーズ3から引き続き、情報発信に努めた。

フェーズ5「5類移行～」

2023年（令和5年）5月～2024年（令和6年）3月

（1）概要と経過

- 「新しい生活様式」に沿った情報発信を行った。

4.4 ワクチン対応

フェーズ1「新型コロナウイルス感染症発生～」

2020年（令和2年）1月～2020年（令和2年）4月

フェーズ1において、ワクチン接種に係る対応で実施したことはない。

フェーズ2「新型インフルエンザ等対策特別措置法対応切替～」

2020年（令和2年）5月～2021年（令和3年）1月

（1）概要と経過

- 「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施について」（令和2年10月23日付け健発1023第3号厚生労働省健康局長通知）が発出され、2021年（令和3年）1月から新型コロナウイルスワクチン医療担当を国保健康課健康係に設置する等、ワクチン接種体制の構築を開始した。【国保健康課】
- （一社）逗葉医師会主催で、4者（（一社）逗葉医師会、逗子市、葉山町、（公財）逗葉地域医療センター）による新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に関する調整会議を開催した。【国保健康課】
- 特例臨時接種における新型コロナウイルスワクチンは、通常の予防接種と異なり、神奈川県を通じて国から市町村に分配・配送されたため、ワクチンを保管するための体制（超低温冷凍庫や冷蔵庫の設置、無停電電源装置（UPS）の用意、自家発電に繋がったコンセントの設置工事等）を整備した。【国保健康課】

（2）反省点・改善点

- 通常業務と非常事態に対応するための体制の整備

新型コロナウイルスワクチン医療担当は国保健康課健康係内に設置されたが、他の所管から派遣された職員のみで組織された。そのため、予防接種に係る基礎知識

や医師会との関わりが無く、ワクチン接種体制の構築に苦労した。健康系の予防接種の事務内容を知っている職員が参加していれば、スムーズに接種体制の構築を進めることができた。【国保健康課】

- 接種体制の構築の遅れ

新型コロナウイルスワクチン医療担当が設置された2021年（令和3年）1月時点で、厚生労働省の接種体制確保事業実施の通知の発出から3か月ほど経過していたが、接種体制の構築はほぼ進展していなかった。【国保健康課】

(3) 良かった事・工夫した事

- 新型コロナウイルスワクチン医療担当が設置されたことにより、ワクチン接種業務以外にも注力できるようになった。【国保健康課】
- 全国の有志の公務員の集まりである「オンライン市役所」によって、他自治体から、導入した予約システム等の様々な情報を得ることができ、本市の体制改善につながった。【国保健康課】

フェーズ3「ワクチン接種開始～」

2021年（令和3年）2月～2021年（令和3年）11月

(1) 概要と経過

- 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画を策定。接種対象者、接種方法やスケジュール、接種体制、ワクチン管理、相談体制等を記載した。【国保健康課】
- 市役所1階市民ホールに、逗子市新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口を設置。主に任期付短時間勤務職員と会計年度任用職員（短期間任用）が、接種券再発行、ワクチンパスポート発行、各種相談事務等に従事した。【国保健康課】
- （一社）逗葉医師会会員の医療機関に、新型コロナウイルスワクチンに係る個別接種意向調査を、葉山町と連名で実施した。【国保健康課】
- （一社）逗葉医師会と、集団接種業務委託契約を締結。集団接種会場及び巡回接種に必要な人材（医師・看護師・薬剤師）確保、予診、接種後の応急処置等の業務を委託した。【国保健康課】
- （一社）逗葉医師会、（一社）逗葉薬剤師会、逗子市民生委員児童委員協議会と共に、集団接種会場においてワクチン接種の予行演習を実施した。【国保健康課】
- 集団接種会場を、文化プラザ市民交流センター（以下「市民交流センター」とす

る)と体験学習施設スマイル(以下「スマイル」とする)の2か所に開設し、1・2回目接種を実施した。【国保健康課】

- (株)JTB(以下「JTB」とする)と集団接種会場にかかる運営・設営等業務委託契約を締結。準備業務(接種会場設営、運営マニュアル・運営体制計画・警備計画の作成、設備・機材・備品の準備など)と、実施運営業務(会場における感染対策、人員確保、受付・誘導業務、接種完了確認・次回予約受付業務、備品保護、駐車場誘導、接種会場撤去など)を委託した。【国保健康課】
- JTBと新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター運営業務委託契約を締結。オペレーターによる電話問い合わせ対応(予約システムへの代行予約、ワクチン接種に関する問い合わせ、オペレーターによる予約システム代行入力、その他関連する問い合わせ)を委託した。【国保健康課】
- エースチャイルド(株)と新型コロナウイルスワクチン接種予約システム構築業務委託契約を締結。予約システムの構築(WEB、LINE及びコールセンターで使用できる物)及び保守管理を委託した。【国保健康課】
- 当時、市の公式LINEアカウントは無かったため、国保健康課で登録の手続きを行った。【国保健康課】
- プラスカーゴサービス(株)と新型コロナウイルスワクチン小分け配送業務委託契約を締結。個別接種実施医療機関へのワクチン及びシリンジ等の物品の配送、及び配送する物品の小分け作業を委託した。【国保健康課】
- (株)スーパーナースと、逗子市新型コロナウイルスワクチン集団接種に係る人材派遣業務委託契約を締結。看護師資格を有する者の派遣を受けた。救急対応等の医療行為については、(一社)逗葉医師会派遣看護師が担当するため、予診票の確認業務及びワクチン接種後の経過観察等、医療行為の伴わない声かけ等を主な業務としており、看護師の派遣特例の対象外であった。【国保健康課】
- (株)パブリックサービスと、逗子市新型コロナウイルスワクチン集団接種会場送迎バス運行業務単価契約を締結。スマイルの接種会場までのシャトルバス運行を委託した。【国保健康課】
- 2021年(令和3年)4月12日から接種券発送開始。国からのワクチン供給量が少なく(初回配送は1箱)、接種券が届いても予約出来ない事態を防ぐため、一斉発送せずに年齢の高い者から順次接種券を発送した。【国保健康課】
- 1・2回目接種において高齢者(65歳以上)に次ぐ優先順位であった基礎疾患を有する者や高齢者施設等の従事者について、従前より把握しているものではないため、先行して接種券を送付できるよう受付体制を構築した。具体的には、申請書

を広報ずしと同時配布する別冊広報ずしに掲載し、返信用封筒も同時配布することで、対象者が簡易に申請できるよう配慮し、申請期間内に申請があった者には、一斉発送の前に申請者への接種券を発送したため、先行して予約・接種をすることができた。【国保健康課】

基礎疾患を有する者：1,429件 高齢者施設等の従事者：310件

- 集団接種会場を2会場同時開設しており、開設日に職員の担う役割も多かったことから、事務対応事務及び集団接種会場運営補助事務において、逗子市職員の相互応援派遣実施規程第4条の規定に基づき、職員応援派遣により、集団接種会場運営体制を確保した。【国保健康課】

初回接種：部内担当職 163名、部内管理職 66名

3回目接種：部内担当職 27名、部内管理職 9名、部外管理職 18名

※半日を1単位とした延べ人数

- 集団接種会場における予診票の確認や経過観察、人材派遣会社より派遣された看護師の統括を、福祉部のみならず、庁内全ての保健師で対応した。

総数：483名 1日最大：8名（2会場）

※半日を1単位とした延べ人数

- 2021年（令和3年）5月20日から高齢者施設、障がい者施設、在宅要介護者への巡回接種を開始した。高齢介護課や障がい福祉課の職員が、事務補助として医師・看護師に同行した。【障がい福祉課、高齢介護課、国保健康課】
- 社会機能を維持するために必要な事業の従事者（医療従事者・警察官・消防士・教員・保育士等）、妊婦等、受験生に対して、優先接種枠の設定や優先予約期間を設け、早期接種が求められる者への接種体制を構築した。【国保健康課】
- 誤接種は3件発生した。【国保健康課】
 - ① 2021年（令和3年）6月14日に高齢者施設への巡回接種において発生。誤って使用済み注射針を別の人に刺す間違いが発生。本人には、感染症の感染などを調べるため検査を行った。
 - ② 2021年（令和3年）7月7日に市民交流センターの集団接種会場において発生。薬剤師がワクチン希釈の際、勘違いにより使用済みバイアルを再度希釈した可能性が高いことが判明。低濃度のワクチンを打った6人を特定できないため、接種を受けた186人全員に電話連絡及び文書で謝罪、後日抗体検査を受けていただいた。

- ③ 2021年（令和3年）7月28日に市民交流センターの集団接種会場において発生。ワクチンが充填されていない注射器で接種した。本人にはその場で謝罪し、後日改めて接種を受けていただいた。

（2）反省点・改善点

● 平時から集団接種会場の準備

集団接種会場の選定に苦労した。集団接種を実施できるような施設は、市内では限られているため、平時から場所の選定等、集団接種会場の準備が必要である。公園や駐車場に、プレハブ等で接種会場を新設した自治体もあった。【国保健康課】

● 平時からワクチン接種体制の準備

関係機関（医師会や薬剤師会等）と、何もない状態からワクチン接種体制を構築することは、非常に時間と労力がかかり、また体制の構築の仕方によっては集団接種会場の選定にも影響するため、あらかじめ今回の構築した体制を基に合意形成等しておき、非常時にスムーズに体制を構築できる準備が必要である。【国保健康課】

● 非効率的な会場運営

1・2回目接種時の集団接種会場の運営は、未経験の業務であることや当初は国の補助金の対象範囲が狭かったこともあり、接種会場で集団接種業務（予約時間に現れない者への連絡や、キャンセル発生時の協力者との調整、接種券の再発行、等）を完結できず、また、市民交流センターには超低温冷凍庫が設置できなかったため、市役所5階からワクチンを運搬する必要がある等、市役所5階の本部（新型コロナウイルスワクチン医療担当）が行わなければならない業務があり、非効率であった。【国保健康課】

● 接種会場常駐の事務職員体制

接種会場常駐の事務職員は1名であったが、様々な事態が起こる接種会場を安全に運営するためにも、職員に負担がかかり過ぎないように、最低でも2名は必要であり、交代要員も考慮すると3名以上が望ましい。また、現場におけるリーダーとなり得る係長級以上の職員がいることが望ましい。【国保健康課】

● 障がい者事業所への効率的なワクチン接種

福祉事業所でのクラスターを防ぐため、事業所利用者、職員、家族、その他の関係者に対して、事業所における集団接種等の効率的な方法による迅速なワクチン接種を提供する必要がある。【障がい福祉課】

● 高齢者の在宅要介護者へのワクチン接種

施設入居者へのワクチン接種は円滑に行われた（市内施設に入居する他市町村民への接種は多少問題があった）が、在宅要介護者の訪問接種について、該当者の把握からはじまり、接種の効用の説明や日程調整等、かなり煩雑な準備、手配となり、担当所管による調整は非常に苦労した。【高齢介護課】

- 予約申し込みの誤入力

接種券番号（個人識別の番号）は接種券の発行順、つまり年齢の高い者から順次割り当てられた。ワクチン予約システムは、接種券番号とパスワードを入力して接種を予約する仕組みであったが、パスワードを生年月日としていたため、異なる接種券番号だが同じパスワードの者が存在する状態であり、接種券番号の誤入力により他人の接種券番号で予約を取ってしまう、という事故が発生した。【国保健康課】

- LINE アカウムの活用

現在、市の LINE 公式アカウントでは各種申請が直接できないため、それを出来るようにする等、平時からの活用を進めることで、非常事態においても既存の仕組みを活かして対応することができるようになる。

(3) 良かった事・工夫した事

- 効率化ツールの作成

Microsoft Excel の機能であるパワークエリ(PowerQuery)を使用し、予約システムから抽出したデータを特定のフォルダに格納することで、接種会場の予約者名簿・時間帯別予約者数表を作成できるツールを作成した。これにより、ルーティン業務の大幅な効率化を実現した。【国保健康課】

- コールセンター業務の委託事業者

コールセンター業務と、集団接種会場にかかる運営・設営等業務の委託事業者を同一にすることで、コールセンターと集団接種会場の非常にスムーズな連携を実現した。【国保健康課】

- 返子方式の接種券発送

国からのワクチン供給量が少なく（初回配送は1箱(195バイアル、1バイアルあたり6回接種として1,170回分)、接種券が届いても予約出来ない事態を防ぐため、一斉発送せず、年齢の高い者から順次に接種券を発送した。【国保健康課】

- ワクチン有効活用のための協力者制度

協力者として登録した接種券未達の65歳以上の者に、接種会場で当日キャンセルが発生した場合、電話連絡し、接種の調整をすることで、廃棄ワクチンの抑制と

多くの者への接種を実現した。【国保健康課】

登録件数：814件 協力者接種件数：212件

● 福祉部内の協力体制

高齢介護課と障がい福祉課の協力を得られたことにより、高齢者施設や障がい者施設への巡回接種をスムーズに実施することができた。【国保健康課】

● 接種券や各種物品の置き場

管財契約課（地下1階運転手控室、4階議場裏倉庫、地下2階倉庫前の廊下）や選挙管理委員会（選挙管理委員室）の協力により、接種券や各種物品の置き場がスムーズに確保できた。【国保健康課】

フェーズ4「特例臨時接種（追加接種）開始～」

2021年（令和3年）12月～2023年（令和5年）4月

（1）概要と経過

- 3回目接種、4回目接種、5回目接種を実施した。【国保健康課】
- 小児（5～11歳）のワクチン接種を実施した。【国保健康課】
- 乳幼児（6ヶ月～4歳）のワクチン接種を実施した。なお、緊急時の対応が集団接種会場では困難であることから、個別接種でのみ実施した。【国保健康課】
- 4回目接種では、接種対象者が60歳以上または18～59歳の者の一部（基礎疾患を有する者や罹患した場合の重症化リスクが高い者、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者）に限定された。18～59歳の対象者は、初回接種時に把握した物に加えて、ホームページからの電子申請や窓口、電話による受付体制を構築し、把握に努めた。【国保健康課】
- 国の度重なる方針変更により、接種間隔前倒しや接種対象拡大等が改正直前に決定されることから、接種券の発送スケジュールを前倒す必要が3回目接種時、4回目接種時等で生じることとなった。健康管理システムの事業者への委託では対応できないことから、庁内印刷やワクチン担当内で封入・封かんを実施するなどその都度柔軟に対応することで、国が示すスケジュールに概ね沿う形で接種券発送を可能とした。【国保健康課】
- 誤接種は1件発生した。【国保健康課】
 - ① 2022年（令和4年）7月7日に集団接種会場において発生。予診担当医師の誤認により、他の予防接種から必要となる接種間隔を開けずに新型コロナウイルス

ワクチンを接種。本人に、電話連絡にて謝罪。

- 各種契約（集団接種会場の実施運営、コールセンター、予約システム、看護師人材派遣、ワクチン小分け配送等）においては、接種を重ねる毎にノウハウが蓄積され、安全で確実に業務を実施できることから、フェーズ4においても同じ事業者と契約を締結した。【国保健康課】
- 2023年度（令和5年度）をもって新型コロナウイルスワクチン医療担当の体制を縮小した。【国保健康課】

（2）反省点・改善点

- 繁忙期と閑散期の集団接種体制

各追加接種の接種期間前半や金曜、土曜、日曜、祝日等の混雑する開設日と、各接種期間後半の閑散としている平日とで必要な人員体制が異なり、調整に苦慮した。また、各追加接種の間に、準備等のため集団接種を実施しない期間があっても、効率とコストの問題から、会場設備はそのままにせざるを得なかった。【国保健康課】

- 接種会場の温度管理

集団接種会場に使用していたスマイルのスポーツルームは、体育館の様に天井が高いため冷暖房効率が非常に悪く、また既設の空調設備の性能が充分でなかった。そのため、大型エアコンやストーブのレンタル、灯油の購入や、会場を最低限運営できる室温にするための準備等、接種会場の温度管理に非常にコストと労力がかかった。【国保健康課】

（3）良かった事・工夫した事

- 予約枠（予約時間帯）の設定を変更

1・2回目接種における接種者の動向を分析した結果、予約枠（予約時間帯）の最初と最後に来場が集中していた。そのため、3回目接種からは予約枠1つあたりの時間を30分から15分にすることで来場者が少ない中間の時間帯を短縮し、予約枠数を12枠から20枠に増設した。それにより、最大で1日に498回の接種を行い、変更前の最大434回から1日あたりの接種回数を約15%増やすことができ、接種の効率化を実現した。【国保健康課】

- 集団接種会場の運営方法・レイアウトの効率化

集団接種会場の運営方法・レイアウトをより効率化するために、3回目接種の前に横浜市の集団接種会場2か所を視察し、本市よりも効率的な運営方法・レイアウトは参考にした。また、1・2回目接種時の反省点（会場で集団接種業務が完結で

きなかったこと等)を集団接種会場にかかる運営業務委託契約に反映し、委託事業者からの効率化に係る提案も採用した。これらにより、会場運営の効率化を実現した。【国保健康課】

- 接種会場常駐の事務職員体制

接種会場常駐の事務職員を2名に増員し、職員の負担はかなり軽減された。構成は主任と主事であったが、主任が管理職経験のある再任用職員であり、実質、係長1名・係員1名と同様の体制であった。ただ、交代要員を考慮すると3名以上が望ましい。【国保健康課】

- 接種会場へのパソコン設置

3回目接種からは、接種会場で住基端末と内部情報系端末を使用できるよう回線工事を行い、接種券の再発行や各種事務作業が現地で可能になったことで、業務効率が格段に向上した。【国保健康課】

- 職員応援派遣の終了

接種会場常駐の事務職員の増員や、接種会場へのパソコン設置、1・2回目接種の反省を活かした集団接種会場に係る運営業務委託契約により、集団接種業務が会場で完結できるようになり開設日の職員の負担が軽減したこと、また、応援派遣された管理職が手持ち無沙汰となっており、居ることで安心感があったが、負担をかけるほどの必要性を感じなかったため、フェーズ3から実施していた職員応援派遣を3回目接種の途中で終了した。【国保健康課】

- 保健師の会場常駐を廃止

通常業務に加えて接種会場業務も行っていただいていた保健師に負担がかかっていたため、フェーズ3では実施していた保健師の集団接種会場常駐を3回目接種から廃止した。レイアウトや運営等で医療関係の知識が必要になったときは、医師会や人材派遣会社より派遣された看護師にアドバイスを求めた。【国保健康課】

- 職員用スマートフォン

3回目接種から、接種会場運営業務委託に会場担当市職員が持つためのスマートフォンの用意を含めたことで、関係各所との連絡効率が向上した。加えて職員の私用携帯の使用が無くなり、業務に係る通信料・通話料を職員が負担する必要が無くなった。【国保健康課】

- 柔軟な接種券発送対応

本市の人口規模によるところもあるが、国の方針変更により接種券の発送スケジュールに変更が生じ、健康管理システムの事業者への委託では対応できない場合で

も、庁内印刷やワクチン担当内で封入・封かんを実施するなどその都度柔軟に対応することで、国が示すスケジュールに概ね沿う形で接種券を発送できた。【国保御健康課】

- 接種券番号の自動入力

ワクチン予約システムで、接種券番号の誤入力により他人の接種券番号で予約を取ってしまう、という事故が発生したため、接種券のバーコードをカメラで読み取ると、予約システムに接種券番号が自動入力されるようにし、予約事故の原因となり得る接種者による手入力をしないよう改善した。【国保健康課】

- 乳幼児（6ヶ月～4歳）の接種券発送方法

乳幼児（6ヶ月～4歳）のワクチン接種は対象者が少なく、また小児（5～11歳）の接種率が高くないことから乳幼児（6ヶ月～4歳）も同様だと予測されたため、希望者から申請を受け付けて発送する方法とし、事務負担を軽減した。【国保健康課】

フェーズ5「5類移行～」

2023年（令和5年）5月～2024年（令和6年）3月

（1）概要と経過

- 春開始接種、秋開始接種を実施。【国保健康課】
- 新型コロナウイルスワクチン医療担当の体制縮小や、既にスマイルでの衆参接種会場を閉鎖していたこと、次年度以降の定期接種化を見越して、ワクチン接種は個別接種のみとし、集団接種会場は開設せず、高齢者施設と障がい者施設等への巡回接種も実施しなかった。【国保健康課】
- 逗子市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターは2023年（令和5年）12月18日で終了し、その翌日から2024年（令和6年）3月31日までは、新型コロナウイルスワクチン接種相談窓口でコールセンターの機能を担った。【国保健康課】

（2）反省点・改善点

- 特になし。

（3）良かった事・工夫した事

- 小児（5～11歳）の接種券発送方法を変更

小児（5～11歳）の1・2回目接種の接種券は、当初の一斉発送後は、毎月対象年齢になった者を抽出し接種券を発送していたが、接種券を発送した者のごくわずかしか接種しておらず、また接種目的が重症化予防となり、公的関与（接種勧奨及び努力義務）の規定が重症化リスクの高い者のみに適用されるよう変更されたことから、希望者から申請を受け付けて発送する方法に変更し、事務負担を軽減した。
【国保健康課】

4. 5 健康被害

新型コロナウイルス感染症ワクチンの予防接種による健康被害の申請を受け付け、厚生労働大臣が、その健康被害が接種を受けたことによるものであると認定したものについて、給付を行った。

申請件数 12件（うち死亡者数 3件）
認 定 9件（うち死亡者数 2件）
否 認 2件（うち死亡者数 1件）
審 査 中 1件（うち死亡者数 0件）

※2026年（令和8年）3月現在

申請があった場合は、調査審議した結果の報告を、県知事を経由して厚生労働大臣へ進達する必要があるため、逗子市予防接種健康被害調査委員会条例（平成23年逗子市条例第5号）の一部を改正し、逗子市予防接種健康被害調査委員会を開催した。なお、委員会はオンライン方式で開催した。

● 逗子市予防接種健康被害調査委員会を開催【国保健康課】

2021年度（令和3年度）：4回

2022年度（令和4年度）：2回

2023年度（令和5年度）：0回

2024年度（令和6年度）：2回

2025年度（令和7年度）：0回

5. 総括

約4年間にわたる新型コロナウイルス感染症の流行開始から収束までの対応を振り返ると、各フェーズそれぞれで反省点・改善点や良かった事はあったが、最も困難であったのは、何もない状況から体制・仕組みを構築しなければならず、また市民も新型コロナウイルス感染症に慣れておらず、不安や恐怖を抱えていたフェーズ1・2であった。

● 迅速に非常事態に対応するための体制を構築

通常と変わらぬ体制では、担当所管に過大な負荷がかかり（例えば市民対応や情報の整理に手一杯で身動きがとれなくなってしまう等）、迅速で効果的な対応が難しかった。職員応援派遣制度の活用等により、当初から迅速に、担当所管の体制強化または非常事態に対応するための時限的な所管を設置するべきである。

その上で、企画調整を担当するグループ、情報収集・発信を担当するグループ、市民からの問い合わせを担当するグループ等役割分担を行うことで、より効果的に非常事態へ対応できると思われる。また、この際、例えば予防接種であれば国保健康課健康係のように、通常時に業務を担っている所管の職員が、担当所管の体制強化や非常事態に対応するための時限的な所管に参加すると、スムーズに業務を進めることができる。

● 不要不急な業務の休止・廃止

通常業務を継続しつつ非常事態への対応も行うことは、非常事態に対する体制の切り替えを阻む要因の1つとなった。各課はいは必要最低限の業務や非常事態に伴って発生する業務に注力し、不要不急な業務は休止または廃止し、人員を確保するべきである。

● 全庁で取り組む体制づくり

新型コロナ感染症拡大のような事態となった際には、各部局の長による会議体等を形成し、総合的・効果的な対策を強力に推進しつつ、流行収束まで長期にわたることを想定し、市として継続すべき通常業務を整理し、感染症対策について持続可能な体制となるよう状況の変化に応じ柔軟に対応する必要がある。

新型コロナウイルス感染症 感染対策の総括

逗子市福祉部国保健康課
2026年（令和8年）3月 作成